

免責許可の申立てについての裁判の確定を条件とする判決の可否

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 3 月 6 日
【事 件 番 号】 令和 5 年（ワ）第 2684 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容（確定）
【参 照 法 令】 破産法 253 条 1 項 3 号、民事訴訟法 246 条
【掲 載 誌】 判タ 1525 号 220 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25621455

早稲田大学准教授 棚橋洋平

事実の概要

Xが横断歩道を横断中、無免許のYが運転する自動車と接触し、傷害を受けたため（以下、本件事故とする）、Yに対して民法 709 条に基づく損害賠償を求めて提訴した（以下、本件訴訟とする）。

Yは、本件訴訟係属中に破産手続開始申立てをし（以下、別件破産手続とする）、同時に免責許可の申立てもしているが、本判決言渡し時に破産手続開始決定はなされていない。

本件訴訟にて、Yは、別件破産手続において免責許可決定がなされ、確定すれば、請求債権は免責されることを主張し、Xは、請求債権はYが重大な過失により加えた人身を害する不法行為に基づく損害賠償請求権であるから、非免責債権である（破 253 条 1 項 3 号）と主張している。

判決の要旨

本判決は、請求債権は非免責債権にあたらないとした上で請求の一部を認容したが、主文は次のような条件付のものであった。

- ・ 別件破産事件において免責許可されないことが確定したときには、YがXに給付をする。
- ・ 別件破産事件において免責許可決定が確定したときには、Xは、損害賠償債権に基づきYから金員を受領する権利を確認する。

「訴訟係属中に当事者が破産を申し立てたときは、受訴裁判所は、免責の判断がなされる前に本案に関する心証形成ができていたとしても、将来、免責の抗弁が主張される蓋然性があるものと

して、事実上、破産裁判所が免責の判断をすることを待たなければならないものとする、破産手続が長期化した場合、当事者に対し、訴訟係属状態を徒に長く強いることとなるし、その間に受訴裁判所の構成が交代する可能性も考慮すると、適切な心証形成に基づく判断が阻害されかねない。」本件では別件破産事件の開始決定はされていないし、中止命令等もなされていないから「判決言渡日において本案の判断が可能である。」

「免責の申立てがあった場合における判断について検討するに、まず、非免責債権に該当すると判断したときは、免責許可決定が確定しても、その効果が及ばないから、免責に関する判断を待つまでもなく、単純な給付判決を言い渡すべきこととなる。また、非免責債権に該当しない債権であると判断した場合でも、免責が許可されなかったときは、給付判決を言い渡すことができるが、このときは、免責が許可されないことを条件とする給付判決を言い渡すべきこととなる。」

「非免責債権に該当しない破産債権について、免責許可決定が確定したときは、債権の四つの効力…のうち、給付保持力のみ認められ…いわゆる自然債務になるものと解される。…非免責債権に該当しない債権について、免責許可決定が確定した場合…給付判決を言い渡すことはできないとしても、給付の訴えには訴訟物たる権利関係についての確認の訴えが包含されるとの、債務不存在確認請求に対する給付の訴えの反訴があった場合の訴えの利益に関する一般的な見解や、可能な範囲で有利な結論を求めるという原告の合理的意思解釈を踏まえると…質的一部認容として…免責が許

可されないことが確定することを条件とする給付判決と、免責許可決定が確定することを条件とする給付保持力の範囲を確定する利益は残るものと解することが相当である。」…もっとも「何の効力もない債権であるとして棄却するというとも考えられるが…給付保持力があるにもかかわらず棄却判決が言い渡された場合、既判力の効果を訴訟法上の効果に限るものと解するとしても、訴訟手続上、給付保持力も含めた債権債務関係の不存在が確定することとなり、事後的に、自然債務となった債務に対する弁済について不当利得であると主張して返還を求めてきた場合…訴訟法上は、本件の判決の既判力によって、債権債務関係の不存在が確定していることになってしまうので…給付保持力を認めるという建前に反する。また、免責の問題が出るかどうかが不確定な段階で確認判決を出すことは…特段の意思表示がなければ、免責の問題が生じることは法律上確定になっているうえに（破産法 248 条 4 項）、本件で、Y は、そのような意思表示をしていない。そうすると、破産申立てがなされた現時点で、何らかの免責に関する判断がなされることを前提とする判断を行うことは、現在の法律関係に照らし、確実なものと解される。」

「以上の検討を踏まえると、債務者が破産の申立てをし、免責の問題が法律上現実化している段階では、免責の判断を待つまでもなく、以下のような主文を言い渡すことが可能かつ相当であり、本件において、X 及び Y は、かかる見解に対し、同意した。」

ア 非免責債権に該当するとの判断をした場合通常の給付判決

イ 非免責債権に該当しないとの判断をした場合 現在申し立てている破産申立事件において、免責が許可されないことを条件とする給付判決及び免責許可決定が確定した場合に給付保持力の範囲を確認する確認判決」

本件は「イの場合に該当するので、免責が許可されないことを条件とする給付判決と、免責許可決定が確定した場合に給付保持力の範囲を確認する確認判決を言い渡すことが相当である。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、訴求債権は非免責債権に該当しないとした上で、Y が破産手続開始決定を受けることが予想される状況でも本案判決ができるとし、免責が許可された場合と許可されなかった場合とに場合分けをして条件付の判決をしたものである。免責許可がなされるかどうかを条件とする判決は類がないものといえ、この点に大きな特徴がある。また、本判決は条件付きとはいえ、給付の訴えに対して確認判決をしており、この点でも注目される。

以下での検討にあたり本判決を整理すると、本判決は、訴求債権が非免責債権にあたるかどうか、および、免責許可決定が確定するかどうか、という 2 つの条件から 4 つの場合分けをしている。すなわち、訴求債権が非免責債権である場合には、免責許可決定が確定したときには（ア）単純な給付判決、免責許可決定が確定しないときにも（イ）単純な給付判決をすること、他方で、訴求債権が非免責債権ではない場合、免責許可決定が確定したときには（ウ）訴求債権の給付保持力の範囲を確認する条件付確認判決、免責許可決定が確定しないときには（エ）免責許可決定が確定しないことを条件とする給付判決、をすることとしている。本判決は、訴求債権は非免責債権ではないとしたので、（ウ）および（エ）の条件付判決をしている。

本判決には民事訴訟法および倒産法に関する種々の論点が含まれるが、筆者の能力および紙幅の関係から、以下ではいくつかの事柄に限って検討を行う。

二 本案判決の可否

まず、被告に破産手続開始が予想される場合でも本案判決をしてよいであろうか。本判決の匿名コメントでも触れられる通り、実務上、当事者に破産手続の開始が予想される場合、訴訟手続が塩漬け状態とされる可能性がある。確かに、集団的権利確定手続である破産手続が開始する直前に、原被告間で債権の存否・額を確定でき、ひいては強制執行までできてしまうことには問題がある（その対策については四 1 参照）。

しかし、原告が救済を求めて給付の訴えを提起しているにもかかわらず、事実上とはいえ審判を停止し、別件破産手続の処理を待つことは正当化が難しく、また、本判決も指摘する通り中止命令（破 24 条 1 項 3 号）が出されていない以上は破

産手続開始が予想される段階でも判決をするに熟したのであれば本案判決をすべきである。

三 条件付判決の可否

続いて、判決に（ウ）・（エ）のような条件を付すことが許されるかを検討する。

そもそも、なぜ当事者からの申立てなくして判決に条件を付すことが許されるのであろうか。処分権主義との関係で条件付判決の可否は問題となる。竹下守夫博士は、①原告の意思ないし利益（原告は普通全部敗訴を望まない）、②被告に不意打ちにならないこと、③訴訟経済に資すること（単なる棄却では紛争は未解決のままとなって後訴を誘発する）、を理由として挙げている¹⁾。これに対して、近時、山本和彦教授は、②は民訴法246条違反の問題ではなく、弁論主義や釈明の問題であり、③も認容でも棄却でも既判力の範囲が異ならないなら問題にならず、（量的・質的）一部認容判決が許容されるのは①原告の合理的意思による、とする理解を示される²⁾。処分権主義の趣旨は当事者意思の尊重にあり、被告の保護や訴訟経済はその機能として副次的にもたらされるものと把握すべきであるから、後者の理解が適切と思われるが、では、原告が望めば、（ウ）・（エ）のような類例を見ない条件付判決をすることが認められるのであろうか。

条件付判決としては、引換給付判決を除けば、原告が一定額の支払いをしたら抵当権を抹消せよという判決（大判昭7・11・28民集11巻2204頁）等があり³⁾、条件付判決が出る場面とは、そのままでは原告が敗訴する場面、だからこそ、原告としては、単なる敗訴判決より条件付判決を獲得したい、と考える（＝それが原告の合理的意思であると評価される）のであろう。

翻って、本件は、そのままでは敗訴判決が出されるような事案とはいえない。抗弁である免責許可決定の確定は将来の事象であって現在は成立しないから、本来Xとしては敗訴するはずがない⁴⁾。そのような将来の抗弁を織り込んだ判決をXが望むとは通常は考え難く、このような意思を「合理的意思」とは呼べないであろうから、現実の意思がない限りこのような判決はすべきでない。ところが、判決文を読む限り、Xは裁判所からの提案に「同意」したに過ぎないのであり、この「同意」に（ウ）・（エ）のような条件付判決を求める意図

を読み込むことができるか、疑問が残る。

四 条件付判決がなされた背景

では、なぜ条件付判決が出されるに至ったのか。

1 「塩漬け」の回避

本判決は、塩漬けせず判決するためには、破産手続開始までXの強制執行を禁じる必要があると考え、そのために条件を付したとも考えられる。（ウ）・（エ）の条件の成否が判明するのは免責許可申立てに関する判断が確定した後であり、それまでXは本判決を債務名義として執行をすることができないためである。しかし、そうすると、Xは、敗訴判決と条件付判決との比較を強いられるのではなく、塩漬けと条件付判決との比較を強いられることになる。塩漬け自体が適切でない以上、塩漬けと条件付判決とをXに比較させることは妥当でなく、敗訴判決が出る余地のない本件ではそのまま請求認容判決をすべきであった。

認容判決後・破産手続開始までの間にXが強制執行できてしまうことへの対処は、（i）申立て段階での保全処分として債務者の財産関係の訴訟手続に対して中止命令を出す（破24条1項3号）、（ii）債務名義の作成 or 強制執行を手続開始後に否認の対象とする（破165条参照）という対策によるのが制度上の常道であろう。もちろん、（i）については実務上例外的な事例にしか発令されないこと（本判決匿名コメント・判タ1525号222頁参照）、（ii）についても常に否認できるとは限らないこと等から、これらの対応策に実効性がどの程度あるか議論があるものの、Yや利害関係人による（i）の活用を促すべきである。現在成立しない抗弁を持ち出しているのはYの方であり、敗訴するはずがないXが条件付判決を呑む必要はない。

2 非免責債権該当性の確定

続いて考えられるのは、事実上、非免責債権該当性をこの判決をもって確定させる、という点である。というのも、本判決は、非免責債権該当性を否定し、（ア）・（イ）判決の余地がないことを前提としており、また、本案判決をする理由として、当事者の負担に加え、「適切な心証形成に基づく判断」を掲げるためである。すなわち、本件債権が非免責債権にあたるかどうかは、本裁判所が判断するのが適切である、とするのである。

しかし、これにも賛同し難い。というのも、仮

に本件で単なる請求認容判決をし、その後Yに免責許可決定が確定した場合、判例・実務によれば、請求債権の非免責債権該当性は、改めて争いうる事となる。すなわち、裁判所書記官が債権者表記載の破産債権が非免責債権であると判断すれば、単純執行文の付与がなされ、強制執行が可能となるが（最判平26・4・24民集68巻4号380頁参照）、これが付与されなければ、債権者は、執行文付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て（民執32条1項）で争うこととなり、その際に改めて非免責債権該当性が争われることになる。本判決のように事実上非免責債権該当性を一度で決することができるとするのは、明らかにこうした執行制度と整合しない。加えて、非免責債権該当性に関する判断は、理由中の判断ゆえ既判力は生じないのであるから、条件付判決をすることであたかも既判力類似の効果（最判昭49・4・26民集28巻3号503頁参照）を自在に生じさせることができるのであれば、既判力制度から見ても不当といえる。

以上のように、本件において条件付判決をすることは適切とはいえず、単純に給付判決をなせばよかったといえる。

五 補論：給付の訴えに対して確認判決をすることの可否

最後に給付の訴えに対して確認をすることの可否について補足的に見ておく。

一般に、裁判所は当事者の申立事項の範囲内でしか判決をすることができず（処分権主義。民訴246条参照）、申立事項には給付・確認・形成という判決形式が含まれるため、給付の訴えに対して確認判決をすることはできないとされる⁵⁾。これに対し、当事者に確認判決を求める意思があれば確認判決をすることができるとする見解⁶⁾、質的一部認容判決として認める余地があるのではないかと、との見解⁷⁾も主張される。

確かに、原告が求めている執行力を判決において認めることとなるため、確認の訴えに対して給付判決をなすことは許容できないが、他方で、有力説の説く通り、（確認の利益がある限り）給付の訴えに対して債権を確認する判決をすることは問題がないのではないかと。原告が求めている判決の範囲内の質的一部認容判決をしていることになり、原告の意思には反しておらず、処分権主義と

抵触しないといえる。また、敗訴範囲の予告という処分権主義の機能からみても、被告は当初から給付の訴えを前提とした防御をすべきであるから、確認判決が出されても特段その防御範囲を超えた判決とはいえず、問題はなさそうである。

しかし、続いて、判決形式の変更が訴えの変更にあたらないかが問題となる。判決形式の変更も訴えの変更にあたると解する通説の立場からは⁸⁾、本判決は原告からの申立てなくして訴えの変更を黙示に認めた、と評価することになる⁹⁾。

もっとも、本件の場合、黙示の訴えの変更を認めても不都合はなさそうである。というのも、一般に訴えの変更の要件は、①請求の基礎の同一性があること、②事実審口頭弁論終結時までになされること、③著しく訴訟手続を遅滞させないことの3つである（民訴143条1項参照）ところ、②・③の要件は裁判所において判断できるわけであるから、黙示の訴えの変更が認められるかは、①の要件にかかってくる。ところが、本件のように給付の訴えで訴訟物とされている請求権と同一の請求権について確認判決をする場合、通常は①の要件は充足しているであろう。

●——注

- 1) 兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2017年）1347頁〔竹下守夫〕。
- 2) 高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法 第4巻』（有斐閣、2017年）961～962頁〔山本和彦〕。
- 3) その他の例については、兼子原著・前掲注1）1351頁〔竹下〕参照。
- 4) 関連して、本判決は、(ウ)の判示との関係で確認対象を現在の権利関係であるとするものの、将来の抗弁を織り込んで権利関係を確定させている以上、将来の権利関係を確定させているのではないかと。すると、免責許可決定が確定するか否かが判明してから改めて裁判所が判断すれば足りるということになろう（最判昭31・10・4民集10巻10号1229頁参照）。
- 5) 例えば、兼子原著・前掲注1）1343頁〔竹下〕。判例として大判大8・2・6民録25輯276頁。
- 6) 菊井維大＝村松俊夫『全訂 民事訴訟法I〔補訂版〕』（日本評論社、1993年）1184頁。
- 7) 三木浩一ほか『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）421頁〔垣内秀介〕。
- 8) 兼子原著・前掲注1）831頁〔竹下守夫＝上原敏夫〕。
- 9) 黙示の訴えの変更という概念は、高田ほか編・前掲注2）959頁〔山本〕でも用いられている。